

広島県告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市安佐南区沼田町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十三年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		大字	吉山
		字	空田
欄		地番	三四九二の一の一部、三四九三の一の一部、三四九四の一の一部、三四九五の一の一部、三四九八の一の一部、三四九九の一の一部、三五〇一の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部
下		大字	吉山
		字	北谷
欄			